4 農業法人の場合

市内に農場を整備したい！

以下の要件にあてはまる農業法人※の方

※会社法第2条第1号に規定する会社およびそれと同等の税収および雇用効果が見込まれると市長が認める法人で農業を営む者

事業者の要件

- 設立後 3年以上 経過している企業
- 直近 3年間 を平均して経常利益が確保されていること

※ただし、上場企業または上場子会社に類する資本関係や事業基盤等を有すると認められる場合は、上記の要件を満たすものとして取り扱うことができます。

農場の要件

- 取得固定資産評価額 1億円 以上の農場の整備
  または
- 取得（賃借）敷地面積 1ha（10,000㎡） 以上の農場の整備

補助内容

固定資産税 都市計画税の相当額 ＋ 賃借料補助 ＋ （P.18 参照） A 雇用奨励補助（スタートアップ型 / フォローアップ型）

（P.19 ⒷⒸⒹは対象外）

区分	補助率等	補助限度額	期間
固定資産税・都市計画税に対する補助	相当額	1億円 / 年	3年［大型特例］※1 5年
土地・施設・設備※2の賃借料に対する補助	1/2		1年

※1 取得固定資産評価額が5億円以上または取得（賃借）敷地面積が3ha（30,000㎡）以上
※2 施設・設備の対象範囲＝栽培・集出荷に要する施設およびそれに附属し一体となっていると認められる設備（固定資産税の対象となるものに限る）

下記に定める要件のいずれかを満たす場合は、固定資産税・都市計画税に対する補助を 1 年延長します。

- 耕作放棄地において栽培を行う場合
- 生産品が市内で加工され商品化がされている場合

4 農業法人 立地促進事業手続きの流れ（イメージ）

農場の整備に着手する前に事業計画の認定が必要です。

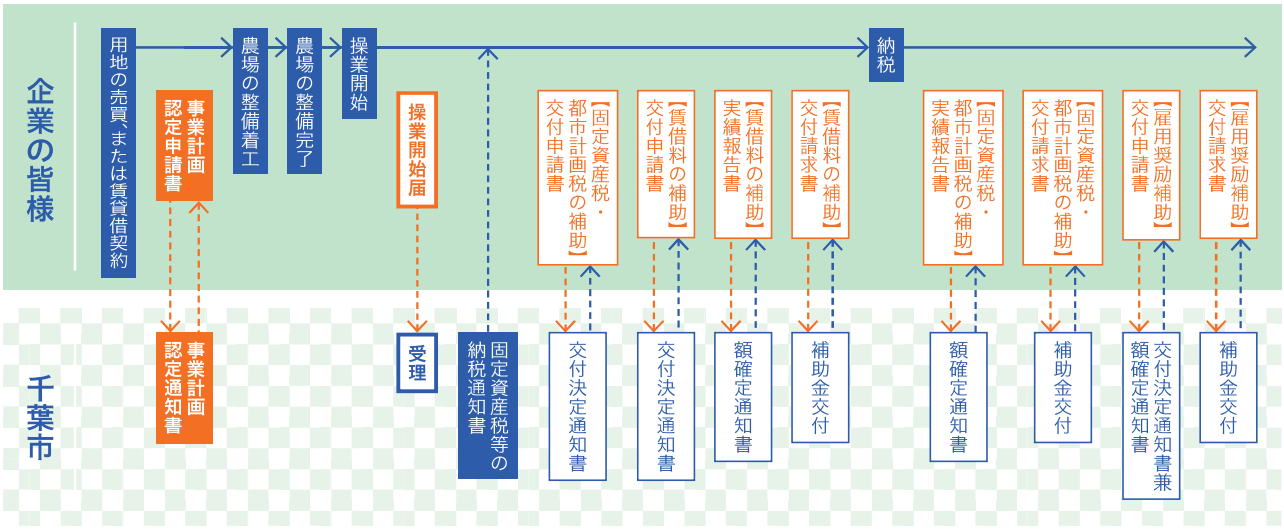

千葉市の充実した農業参入支援

- 参入農地の確保支援
- 融資・金融
- 流通ブランディング支援
- 農業施設・機械設備等導入支援
- 経営・技術支援

お問い合わせ先
千葉市経済農政局農政部 農地活用推進課
TEL：043-245-5769
E-mail：nouchikatsuyo.EAA@city.chiba.lg.jp